

## 令和6年1月12日 緊急記者会見(報告)

1 日時 令和6年1月12日(月)16時30分～17時10分

2 会場 庁議室

3 出席者

<報道機関> 山形新聞、読売新聞、NHK、SAY、YTS、YBC、NCV

<市> 市長、総務部長、産業部長、観光課長、秘書広報課長

○秘書広報課長

皆様大変お疲れ様です。本日はどうぞよろしくお願い致します。

ただいまから緊急記者会見を開催いたします。

○市長

只今より緊急記者会見を行いたいと思います。

本日、志賀秀樹米沢市代表監査委員及び島軒純一監査委員の連名で「米沢市職員措置請求に係る監査結果報告書」が提出されましたので御報告をいたします。これは令和5年11月に米沢監査委員に監査請求があったものです。

報告書の内容は、本市が「米沢市観光推進機構」に対し令和4年5月27日に支払った負担金5,500万円及び令和5年度に支払った負担金7,600万円について民法第108条の規定、すなわち双方代理による利益相反行為により本市に損害が発生したことで関係者から損害の補償、補填を求める住民監査請求が起こされました。

この住民監査請求に対して、市監査委員としては令和4年度の交付金5,500万円の支出については却下としましたが、令和5年度の交付金7,600万円の支出については民法第108条の規定に違反する双方代理が類推適用に該当し、無効な支出となることから、市が被った損害金を7,600万円と算定し、米沢観光推進機構へ返還を求め、当該損失を補填する措置を講ずることを米沢市長に求めたものであります。

この当該損失を補填する措置を講ずること、または当該負担金について双方代理と類推適用される状態を解消する措置を講ずること、このいずれかを求めるという勧告が出されました。

本市としては、当時の行為が無効であると市代表監査委員から指摘を受けたことは非常に遺憾だと受け止めております。しかしながら、当時の担当職員が私利私欲をもって行ったものではないと考えています。まずは双方代理と類推適用される状態を解消させるための措置を講ずることを担当部署に指示をいたしました。

まずは、記者の皆様には「米沢市職員措置請求に係る監査結果報告書」を受けまし

たこと、そして、早急に双方代理と類推適用される状況を解消するように対処していくことを御報告するとともに、市民の皆様にお詫び申し上げたいと思います。

○記者

双方代理と類推適用される、とはどういうことか改めて説明していただけないでしょうか。

○産業部長

双方代理と類推適用された理由は、米沢観光推進機構から本市に対して提出されました負担金の請求書について、請求者である米沢観光推進機構会長と請求先である米沢市長が同一人物であることから、民法第108条の双方代理が類推適用されたというものです。これにより、負担金の支出について無効の状況にあるとの指摘を受けたものです。

○記者

双方代理と類推適用される可能性を当時の事務局は認識がなかったのでしょうか。

○産業部長

負担金の支出につきましては、本市規定では副市長に対する委任規則は、委任できる事務が契約の締結に関する事務と明記しております。担当者としましては、この契約のことを狭義で捉えていたことから、契約には負担金の支出が当たらないものと判断して事務手続きを進めてしまい、法律知識が十分ではなかったことが原因であります。

○記者

そのことに気づいたのは監査請求を受けた後なのか、それ以前に気づいていたがそのままにしていたのかどちらでしょうか。

○産業部長

監査報告を受け、本市の顧問弁護士に相談をした結果、双方代理の類推適用を受けるとことが判明いたしました。

○記者

それはいつの話ですか。

○産業部長

昨年12月25日です。

○記者

これは2回目の監査請求だと思いますが、1回目の監査請求では検討をしなかったということでしょうか。

○産業部長

その時は、双方代理ではないと判断し検討は致しませんでした。

○記者

令和4年度についても双方代理だったと思うのですが、そうではないという理由で

却下されたのでしょうか。

○総務部長

令和4年度については、支出日の令和4年5月27日から1年5か月を経過しております。1年を経過して請求したことに正当な理由は認められないとして監査の対象としないと監査結果報告書に出しております。

○記者

双方代理ではあったものの、請求期限が過ぎているので対処しないということでしょうか。

○総務部長

監査の対象外にはなりますが、今後どのように対処していくか検討してまいります。

○記者

過去の分までさかのぼるのでしょうか。本日、市長からの指示で具体的にどう対処するのか検討されると思いますが、期限とされる3月31日まで現時点でどのような方法が選択肢として考えられるのでしょうか。

○総務部長

現時点では具体的な検討はしておりません。今後検討を重ねていきます。

○記者

請求の内容自体が対象にならないのか、それとも1年5か月の期間を過ぎたものは請求できない規定があるからなのかどちらでしょうか。

○総務部長

監査請求の時効は、1年を経過しているものについては正当な理由がなければ認められないことから、今回の勧告の中には入っていないということになります。

○記者

正当な理由があれば、今後新たに監査請求を行って認められる可能性もあるということでしょうか。

○総務部長

そのように理解しております。

○記者

市長の説明では、私利私欲を持ったものではなかったため、補填ではなく双方代理と類推適用される状況を解消する措置を講ずるとのことですが、私利私欲を持ったものではないと判断された理由を教えてください。

○市長

当時の状況を担当部署から、当時の責任者である前中川市長が私的な思惑を持ってこのような状況にしたということは考えられないという報告がありました。しかし、今このような状況にあることは非常に遺憾であり、急ぎ改善するように指示を出したところです。

○記者

これだけの税金が使われたことになります。その正当性を調査する予定はありますか。

○市長

まずは、違法な状況を解消することが優先順位として高いと考えております。これだけ多額の税金の用途であり、来年度予算にもかかわることであるため、その対応についてきちんと検討しなければならないと思います。

○記者

双方代理と類推適用される状態の解消の方法については、今後検討されるかと思いますが、どのような対策が現時点で考えられるでしょうか。

○総務部長

期限が定められておりますので、速やかに検討、対処したいと考えております。

○記者

今年度すでに支出している7,600万円については、予算上は何も変わらないということでしょうか。

○総務部長

損害額が7,600万円と言われております。確かに双方代理に類推適用される状況ではありますが、それが解消されれば不当な支出ではないと考えております。勧告にもあるとおり、当該負担金について双方代理と類推適用される状態を解消する措置を講じていきたいと思っております。

○記者

返還を求めないということでしょうか。そのうえで7,600万円について米沢観光推進機構では、すでにどのくらいの金額を支出しているのでしょうか。

○観光課長

相当数の事務を推進しておりますので、現時点で相当な金額を支出している状況と思われまます。

○記者

米沢観光推進機構の今年度予算は総額いくらで、そのうち7,600万円はどのくらいの割合でしょうか。

○産業部長

7,600万円が米沢観光推進機構の令和5年度の予算です。

○観光課長

国からの交付金は、DMOを核とした事業として対象事業費が1億2千万円です。そのうち米沢観光推進機構の事業費は7,600万円です。米沢観光推進機構は戦略を策定しており、実際に実行する機関が別にありますので、そこへの事業費が7,550万円、そして米沢観光推進機構の事務的な部分が50万円になります。

○記者

7,550万円はプラットヨネザワ(株)に支出しているということでしょうか。

○観光課長

そうです。

○記者

プラットヨネザワ(株)は、この冬の上杉雪灯籠まつりから、米沢四季のまつり委員会の事務局になっていますが、そちらとの予算の関係はどのようになっているのでしょうか。

○観光課長

米沢四季のまつり委員会から、プラットヨネザワ(株)に助成金といった形で流れているものはありません。ただし、上杉雪灯籠まつりの連携事業「東北一番桜」は基本はクラウドファンディングが財源となりますが、誘客のためのポスターやチラシ等のプロモーションで重なる部分については支出する分があります。

○記者

7,550万円の中から支出する分があるということでしょうか。

○観光課長

誘客のプロモーションに関するものです。

○記者

この件は裁判も起こされていると思います。監査請求では返還を求めないと選択されたようですが、裁判所でもそのように対応していくということでしょうか。監査請求された方は、市長を相手取って行政訴訟を起こされていると思います。

○総務部長

監査請求を米沢市監査委員が却下したことに対する訴訟だと考えておりますので、公金の支出は訴訟に直接関係しないと思っております

○記者

予算の支出にあたり、市議会では委員会も含めて何か指摘はあったのでしょうか。

○観光課長

米沢観光推進機構を立ち上げたのは令和4年5月13日です。予算については令和3年度中に議決をいただいております、その予算特別委員会において様々な質問を頂いております。

○記者

問題に対する指摘はなかったということでしょうか。

○観光課長

はい。

○記者

市長が長となっている団体はあると思いますが、他に同じような状況で負担金を支

出しているものはあるのでしょうか。

○総務部長

勧告を受けてから、現時点でそのような契約があるのか、また、あるとすればどのくらいあるのかを全庁的に調査をして明らかにしようとしているところです。調査の結果、そのような契約があることが判明した場合には、速やかに改善していかなければならないと思います。

○記者

もうすでに米沢観光推進機構の会長は近藤市長に代わっているのでしょうか。それとも総会をもって変わることになるのでしょうか。

○観光課長

役職でお願いしていることから、近藤市長に承認をいただくことになります。

○記者

現状はまだ前中川市長でしょうか。

○観光課長

正式には総会で決まります。

○記者

契約の締結というのは、どんなものをイメージして、どういったものがいけないものだという認識をお持ちだったのでしょうか。

○産業部長

例えば物品の購入、業務の委託、工事の発注等で契約書を交わす、もしくは契約書を省略する事が出来るものもあると思いますが、そういったものを認識として持っていました。

○記者

市が負担金を出すことは、契約に含まれるということでしょうか。

○産業部長

法律行為としての契約の一部と認識しております。

○記者

今日時点では米沢観光推進機構のトップは前中川市長ということでしょうか。

○観光課長

当て職という形で言えば近藤市長になります。

○市長

市長の私に対しての勧告でありますので、最終的な責任は私にあると認識しております。

○記者

今後の対策として、米沢観光推進機構のトップを市長でなくすれば問題がないという理解でいいのでしょうか。例えば、副市長に変えれば問題ないということでしょうか。

○産業部長

双方代理の状況を回避する場合は、市の負担金の支出や、補助金の交付は副市長に委任をする。もしくは請求者を共同代表とすることや、あるいは副会長に委任し、市に請求するなどの方法が想定されると思います。

○記者

来年度も、今の発言のように請求者を変える方法で、市は負担金を支出していくということでしょうか。

○産業部長

双方代理と類推適用されることで支出行為が無効となりますので、そこを回避できれば問題ないと思います。

○記者

金額についてはこれから決定されると思いますが、来年度も市は負担金等を支出する方向で検討していくということでしょうか。

○産業部長

予算編成の途中ですので、予算の内容については今後検討していくこととなります。

○記者

予算で支出を決めるという事であれば、3月31日の期限までに対策が決まっていればよいのか、それとも新年度予算の発表時期までに決めておかなければならないのかどちらでしょうか。

○総務部長

予算については議決によって決まりますが、その前の時点で問題を解消する手続き方法が詳らかになれば、その時点で修正されているのが最善だと思っております。

しかし、それが決まっていない段階でどこまで対応できるのか不透明です。我々もあるべき姿を認識しておりますので、それに沿った不都合が出ない方法で早急に検討していきたいと思っております。

○記者

先程、契約の認識についての話がありましたが、そもそも米沢観光推進機構の設立時点で市長を代表にしたことが、このような結果に繋がっているかと思いたいががでしょうか。

○産業部長

米沢観光推進機構の設立にあたり、設立総会の前に設立準備委員会というものを開催しております。そして最終的には発起人代表が米沢市長でありましたので、そこから米沢観光推進機構については、米沢市長が代表の組織であるという考えのもとです。

○記者

法律の解釈を違法であると認識したうえで、別の代表を立てるべきだったということでしょうか。

○産業部長

その事務を副会長や共同代表に任せるべきだったと思います。

○記者

現在の米沢観光推進機構の事務局体制を教えてください。

○観光課長

会長、副会長、各事業所の会員で組織しています。会員として34団体に入っており、いただいております。その中で事務局を観光課が担っており、職員数は5名です。

○記者

事務局は観光課の職員5名のみ、ということでしょうか。

○観光課

そうです。

○市長

本日、米沢市監査委員からの監査結果報告を受けて大変重大な問題という認識のもと、今後の対処の方針を申し上げるべきと考え急遽発表させていただきました。

このような事態は大変遺憾であり、一刻も早くこのような不法行為の状況を解消するため具体策を検討してまいります。

来年度予算にも係るため、期限の3月31日までに急ぎ対応を検討してまいります。

このような事態に陥った事については、税金に係ることでもあり、市民の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。

同時に、今後このようなことがないように、米沢観光推進機構及びDMOについても疑義を持たれないよう、きちんとチェックをしていくことは言うまでもないことであります。また、他の部署でも同様の事案があるのか確認してまいります。

改めてこのような事態に陥った事について、市民の皆様に御報告を申し上げますとともに、重ねてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○秘書広報課長

以上を持ちまして、緊急記者会見を閉会いたします。